§ 2. 生命倫理学、誕生の背景

1. 非人道的な人体実験に対する反省

【資料 02】よく知られた人体実験の例

ナチスによる人体実験:

第二次世界大戦中、ナチス・ドイツは、T4計画に基づく優生思想政策や 「ユダヤ人問題の最終的解決」とされたホロコーストを実施。

その一環として、強制収容所において非人道的な医学的人体実験を数多 く実施したとされる。収容者は実験に参加することが強要され、自発的な参 加は無く、実験に関するインフォームド・コンセントはなされていなかった。 通常、被験者は死亡するか、醜悪な外観が残るか、あるいはその後一生 涯にわたる障害が残った。

戦後、これらの戦争犯罪は、医者裁判として知られている裁判によって 裁かれ、この残虐行為に対する憎悪や嫌悪感が、医療倫理に関するニュル ンベルク綱領の発展へと繋がった。

タスキギー研究事件:

1932 年以降 NIH が実施した梅毒の長期症状に関する研究。本人に告知せず梅毒に 感染させ、投薬治療を行わずに半強制的に検査だけ受けさせ、死亡すると解剖にま わした。被害者は黒人男性 399 人。問題の深刻さは、人体実験が人種差別に基づ いていること、および'69 年には内部で倫理的責任が指摘されながらも無視され続 けたことにある。

アメリカ衛生局梅毒実験:

1946-47 年グアテマラ。兵士、受刑者、精神障害者を対象に、売春婦を介して梅毒 などの性病に感染させ、当時開発していたペニシリンの効果を試す人体実験を実施。 被験者には実験の事実が告知されず。約5500人に実施、うち約1300人が性病に感 染、少なくとも83人が死亡。2009年10月に発覚、翌年8月オバマ大統領が公式に 謝罪。

満州第 731 部隊:

大日本帝国陸軍に存在した研究機関のひとつ。正式名称は関東軍防疫給水部本部 で、731 部隊の名は、その秘匿名称である満州第七三一部隊の略。満州に拠点をお く細菌戦に使用する生物兵器の研究・開発機関。

中国人捕虜に対する凄惨な人体実験や、生物兵器の実戦的使用を行っていた事実 が近年少しずつ解明されつつある。戦後、その成果を連合軍側と取引したとされる。

ハンセン病患者胎児標本: §4「人工妊娠中絶」"優生思想"にて詳説

ニュルしかいしの数判、…ドイツかかした戦争と ナチスによる人体実験の反省から制定されたのは ずっさばべ

アーリア人至上主義

タユタット ※ 人体実験を禁止したわけではない。 医学における人体実験の必要性・有効性を前提としたうえで、 被験者の意志と自由を保護するのが目的

ユターや人根なかさ

↓ そこで、世界で初めて定式化されたのが

生物がたっとしては 世界初りからいとしては いBC兵災 (旧カントー)満州

Bioethics の誕生

bioethics の語が初めて用いら れたのは'70年頃。アメリカに おいて学問として体系化され たのが'90年代。その頃になり 日本にも導入。

ナチス・ドイツ

1933-45年、ヒトラーを指導者 として掲げるナチ党(国家社 会主義ドイツ労働党、 NASDAP:

Nationalsozialistische Deutsche Arbeiterpartei)の一党独裁体制 下におけるドイツをナチス・ド イツと呼称する。

ナチス人体実験の具体例

超高度実験、低体温実験、マ ラリア実験、毒ガス実験、サ ルファ剤治療実験、骨・筋 肉・神経の再生実験および骨 移植実験、海水飲用実験、流 行性黄疸(肝炎)実験、断種 実験、発疹チフスなどの実 験、毒物実験、焼夷弾治療実 験、ユダヤ人骨標本コレクシ ョン、ポーランド人結核患者 の大量殺害、障害者安楽死な どが知られている。

ニュルンベルク綱領

人体実験が満たすべき 10 条 件を明確にした。その内容は 以下の通り。

- ①被験者の自発的な同意が 絶対に欠かせないこと
- ②他の方法では得られない 社会的成果があること
- ③自然経過と動物実験の知 見に基づくこと
- ④不必要な身体的・心理的苦 痛を避けること
- ⑤死や障害を引き起こすと事 前に予測される実験は行 ってはならないこと
- ⑥危険の大きさが実験のも たらす利益を上回らないこ
- (7)適切な準備と設備があるこ
- ⑧科学的に資格のある実験



トを Niの(total)として人体じらけん

ペスト さ 空からました。

「倫理学(II)」 atm.'21-22 神奈川大学 【講義】

新宿風の国はからえいせい研究

(WMA 第 18 回総会, 1964)

6 入入) 基本原則 1) <mark>患者・被験者の福利尊</mark>重

の人骨

- 2) 被験者本人の自発的・自由意志の確認
- 3) インフォームド・コンセント取得
- 4) 倫理審査委員会 (IRB, ERB) の設置

5) 常識的な医学研究であること

אניניטא

生ニナンまよかいほう

2. 医療技術の高度な進歩

〈脳死および臓器移植〉

【背景】朝鮮戦争(1950-53)当時、 Ventilator)が臨床に導入される。

- → 死の兆候を示しつつも心拍が維持され、かつ蘇生しない患者が発生
 - 「三徴候死」では括りきれない新しい死の概念の誕生

工呼吸器による呼吸・循環の維持

新たに生じる問題には、例えばどのようなものが?

(前ページからの続き)

- ⑨被験者はいつでも自由に 実験から離脱できること
- ⑩傷害や障害や死が生じる 場合には即座に実験を中 止すること

三兆候死

三つの徴候(心停止、拍動停 止、瞳孔散大)を用いる、古 くより世界中で行なわれてき た死の判定方法。最も確実、 かつ最も簡易な方法であるこ とで知られている。

乳がん治療について

戦後、乳がんの外科的治療 が一般化していく過程では、 乳房全摘出術が標準的だっ た。当時は未だインフォーム ド・コンセントの概念が浸透し ておらず、かつそもそも治療 法に選択の余地がなかった ため、患者たちは有無を言わ ずにその治療方針に従うの が通例であった。麻酔から覚 醒して後、はじめて乳房を失 ったことを知るケースも少な くなかったという。

温存術の確立以降、全摘出を 選ぶ患者は減りつつあった が、近年再び増えてきてい る。乳房再建術の進歩と、保 険適用化がその理由と考え られている。

〈乳がん治療〉

全乳房摘出 or 乳房温存

	全摘		温存
_	・原則的に術後の放射線治が不要 ・きれいに乳房が再建できることが 多い	利点	・自分の乳房を部分的に温存できる ・手術が一度で済む
_	・再建しないと乳首や乳輪、乳房の 膨らみがない・再建のため手術が二回必要となる	欠点	・切除量や部位により乳房の形が崩れる 術後に放射線治療が必要

SOLとは?

00Lとは?

判断し、選択し、決定するのは誰か

そこで(判断・選択・決定の前提として)必要とされるものは何か

〈結論〉

- 1. 技術の進歩によって明らかになったこととは?
- 2. 技術の進歩がもたらした倫理的問題とは?
 - a)
 - b)
- 3. 医師-患者関係 (医療界-社会) の変質

公民権運動[Civil Rights Movement]等 → 患者の権利意識向上

生命倫理誕生以前にも、中世以来の「医の倫理」が存在した。 にも関わらず患者の権利が強調されるようになったのは、医の倫理が 医療者の徳目や倫理的態度、エチケットレベルのものだったため。

それはなぜ?

『ヒポクラテスの誓い』にみられる医師 - 患者関係を何と呼ぶ?

特殊な能力をもった医療者が、それをもたない患者に対して治療行為を行う場合、医療者はいわば父親として善意で温情的に治療にあたるという考え方

◇こうした場合の医療者と患者の関係は

SOL & QOL

この場合の問題とは、「SOLと QOLのどちらにこだわるか」、「どのあたりでバランスをとるか」ということ。患者本人の人生の意味、生き方の選択に応じて検討するしかない(他者による判断、決定は原理的に不可能)。

ミスや怠慢によって生じる害

薬害などその被害が社会的 に広範囲かつ甚大に及ぶも のから、ヒヤリハットなど日常 的に生じる得るものまで含 む。

なお、医療現場で生じるエラーのうち、患者が何らかの損害を被るものを「医療事故」という。そのうち、医療者側の過失が認められるものは「医療過誤」とされる。賠償責任が生じるのは医療過誤。

公民権運動

1950-60 年代。米国全土を席 捲したマイノリティ(社会的少 数派=弱者)の社会的地位向 上運動。マイノリティに対する 公民権適用(憲法で謳われる 人権の保障)、差別的待遇の 解消などを求めた。当初、主 にアフリカ系アメリカ人がそ の中心となって運動が展開されたが、その後「マイノリティ」は、女性や他宗教、他民 族、障害者、患者、性的少数 派などをも含む包括的な概 念へと拡張されていく。 ◆ そこで触れられている「医療倫理の基本四原理」とは?

: 患者の自己決定を尊重すること

: 患者の健康を利すること

: 患者に害を与えないこと

: 患者を公平・公正に扱うこと

(しかし現代になり医師一患者関係は変化)

◆ 医療倫理四原理のうち、現代になって特に強調されるようになったものは?

社会学的には、一般社会における生産者と消費者の関係と似ている

- ex.) P L 法 (製造物責任法) 1995 →主従関係が逆転
 - × 無知かつ無力な被保護者
 - 賢く自律的に選択決断する主体
- ◆ 患者の権利を保護するために制定されたものは?

(1981年、世界医師会)

患者の権利に関する宣言等

- ・患者としての貴方の権利 (1972) ベス・イスラエル病院
- ・患者の権利章典(1973)

アメリカ病院協会

前文: ……伝統的な医師=患者 関係は、ケアが組織的に施さ れるとき、新たな局面を迎え る……医療機関もまた患者に 対する責務を負う……

- 1 : 患者は、思いやりのある、 丁重なケアを受ける権利を 有する。
- 2: 患者は、自分の診断・治療・予後について完全な新しい情報を自分の十分理解できる言葉で伝えられる権利がある……